

- 保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百三十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後					改正前									
別表（第2条、第3条関係）					別表（第2条、第3条関係）									
保険種類群	保	險	種	類	残高率	異常災害損失	保険種類群	保	險	種	類	残高率	異常災害損失	
[略]							[同左]							
火災 貨物・運送 賠償責任	火災保険、風水害保険				35%	損害率が55% を超える損害	火災	火災保険、風水害保険				35%	損害率が50% を超える損害	
	貨物保険、運送保険、 建設工事保険、動産総 合保険							貨物・運送	貨物保険、運送保険、 建設工事保険、動産総 合保険				35%	損害率が50% を超える損害
												賠償責任	賠償責任保険	
[略]							[同左]							
(注) [1.～8. 略]							(注) [1.～8. 同左]							

備考 表中の「」の記載は注記である。

備考 表中の「」の記載は注記である。